

幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

1 幼稚園型認定こども園について

幼稚園型認定こども園は、認定こども園法第3条において認定を受けた施設であり、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けることで教育・保育給付の対象となります。

- ・都道府県が幼稚園として認可している施設に、保育機能を持つ施設が併設されることで、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例で定める基準）に適合することが必要です。
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっております。

定員については、令和4年度に策定しました「幼稚園から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

	施設名	区域	施設種別	認可年月日	定員
既存施設	成田山幼稚園	中央南部	幼稚園	昭和42年2月1日	1号認定：240人
移行後施設	成田山幼稚園	中央南部	幼稚園型 認定こども園	令和5年4月1日 (事業開始予定)	1号認定：90人 2,3号認定：70人 合計：160人

成田山幼稚園

- (1) 施設名：成田山幼稚園
- (2) 利用定員：既存施設の教育利用定員240人を160人とし、そのうち教育利用定員を90人、保育利用定員を70人とする。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

■ 成田山幼稚園（移行前施設名：成田山幼稚園）

○ 現施設の状況

区域 (保育の量の過不足)	中央南部 2号認定：充足 3号認定：不足
現施設の状況	利用定員：240人 3か年の利用実績：162人
一時預かり実施の有無	無
預かり保育の利用実績	65人

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前				16	60		82		82		240	240	0
移行後	6	10	12	14	22	14	22	14	32	14	160	90	70

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	内訳
1号認定	90	満3歳：14人 3歳：22人 4歳：22人 5歳：32人
2号認定	42	3歳：14人 4歳：14人 5歳：14人
3号認定	28	0歳：6人 1歳：10人 2歳：12人
総数	160	

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	1号認定の定員は実利用人数以下	1号認定定員：90人 < 実利用人数：162人	基準に適合している。
②	2号認定の定員設定は、移行前の預かり保育の実績数以下	2号認定定員：42人 < 移行前の預かり保育の実績：65人	基準に適合している。
③	3号認定の定員設定は「一時預かり」未実施の施設の場合、移行前の実利用人数の2割を上限	3号認定定員：28人 < 移行前の実利用人数の2割：162×0.2=32.4 ⇒ 40人(切り上げ)	基準に適合している。
④	総定員数は地域の保育の量の過不足により設定する。	[中央南部地域]移行前の総利用者数に新たに3号認定を加えてよい。 新たに設定する総定員数：160人 < 移行前の総利用者数：162人	基準に適合している。